

世田谷区立平和資料館条例（素案）

（目的及び設置）

第1条 区民の平和に対する理解を深めるとともに、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを知ることを通じて、区民同士の交流及び地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成するため、世田谷区立平和資料館（以下「平和資料館」という。）を東京都世田谷区池尻一丁目5番27号に設置する。

（施設）

第2条 平和資料館に置く施設は、次のとおりとする。

- （1）展示室
 - （2）ライブラリー
 - （3）多目的室
- （休館日及び開館時間）

第3条

平和資料館の休館日、開館時間及び利用方法は規則で定める。

（事業）

第4条 平和資料館は、次に掲げる事項に関する事業を行う。

- （1）平和に関する資料（以下「平和資料」という。）の収集及び寄贈
- （2）平和資料の保管及び展示
- （3）平和に関する普及啓発及び教育活動
- （4）平和に関する図書及び視聴覚資料（以下「平和図書資料」という。）の収集
- （5）平和資料及び平和図書資料の利用
- （6）平和に関する講座、講演会、映画会等催し物
- （7）恒久平和の実現に向けた区民同士及び地域の交流促進
- （8）前各号に掲げるもののほか、平和資料館の設置の目的を達成するために必要な事項

（入館料）

第5条 平和資料館の入館料は、無料とする。

（入館の制限）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- （1）秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）管理上支障があると認めるとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

（行為の制限）

第7条 平和資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）平和資料館内の原状を変更すること。
- （2）立入禁止区域内に入ること。
- （3）業として写真撮影をすること。
- （4）許可なく物品を販売すること。
- （5）広告宣伝をすること。
- （6）特定の政党その他の政治団体又は宗教を支持し、これに資するための政治又は宗教活動を行うこと。
- （7）前各号に掲げるもののほか、平和資料館の管理上支障がある行為をすること。

（損害賠償）

第9条 平和資料館、その設備、平和資料、平和図書資料等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（受託資料の損害）

第10条 区は、災害その他避けられない事故により生じた受託した資料の損害については、賠償の責を負わない。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。